

# 目 次

1. 講習の日程 幼稚園教員対象コース	4
小学校教員対象コース	7
2. 受講対象者	12
3. 仮申込み～正式申込み	14
4. 受講料	15
5. 受講辞退（キャンセル）	15
6. 講習の中止等について	15
7. 受講について	16
8. 履修認定・修了確認手続（更新手続き）	17
9. その他	17
Q & A	18

# 「選択必修領域」導入について

平成28年4月1日より施行され、免許状更新講習の内容が変わります！！



★必修領域については、改正前の必修領域の内容が広範にわたること、また、全受講者が共通して受講するため、受講者の希望やニーズに合致しづらいことなどの指摘を踏まえ、全受講者が共通に受講すべき内容に精選し、時間数についても6時間に見直し

★必修領域の見直しと併せ、現代的な教育課題に対応するため、教員の勤務する学校種や免許種等に応じた講習が適時に提供される必要があることから、新たに「選択必修領域」の導入（6時間）

## 平成27年度までの 免許状更新講習の内容

必修領域 12時間

選択領域 18時間

合計30時間

## 平成28年度からの 免許状更新講習の内容

必修領域 6時間

選択必修領域 6時間

選択領域 18時間

合計30時間



- «必修領域»
- a 学校を巡る近年の状況の変化
  - b 教員としての子ども観、教育観等についての省察
  - c 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）
  - d 子どもの生活の変化を踏まえた課題
  - e 学習指導要領の改定の動向等
  - f 法令改正及び国の審議会の状況等
  - g 様々な問題に対する組織的対応の必要性
  - h 学校における危機管理上の課題

- «選択領域»
- 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項

- «必修領域»
- ◆国の教育政策や世界の教育の動向  
(aの内容から抽出して構成)
  - b~dについては、これまで同様、必修領域に位置付け

- «選択必修領域»
- aおよびe~hは、選択必修領域に位置付け変更
    - ◆教育相談（いじめ・不登校への対応を含む）
    - ◆進路指導及びキャリア教育
    - ◆学校、家庭並びに地域の連携及び協働
    - ◆道徳教育
    - ◆英語教育
    - ◆国際理解及び異文化理解教育
    - ◆教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）

- «選択領域»
- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

## 免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について [本人確認用]

以下の事項について確認の上、免許状更新講習にお申込みください。

- 改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域（6時間）をあらためて受講する必要はありません（ただし、所定の期間内の履修認定に限る）。（※注）
- 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時に限り、あらためて受講する必要はありません（ただし、所定の期間内の履修認定に限る）。（※注）
- 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます（他の領域への振り替えはできません）。
- 選択必修領域講習は、免許状の更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます（他の領域への振り替えはできません）。
- 選択領域講習は、免許状の更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます（他の領域への振り替えはできません）。

（※注） 免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、  
○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。  
○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。

# 1. 講習日程

必修領域 6 時間・選択必修領域 6 時間・選択領域 18 時間 合計 30 時間 全てを受講できる方のみの募集です。

必修領域、選択必修領域、選択領域を選択しての受付はしていませんのでご注意ください。

## 幼稚園教員対象コース

領域	開講日	時間数	内 容	担当講師
必 修	8月22日(月)	6	世界の教育改革の動向と子どもの変化を踏まえた幼稚教育の課題	汐見 稔幸
選 択 必 修	8月23日(火)	6	幼稚園教育要領の改訂の動向、及び幼稚園教育に関する法令改正や国の審議会の状況等に関する理解	師岡 章
選 択	8月24日(水)	6	幼児期の音楽表現	秋山 治子
	8月25日(木)	6	障がい児保育	市川 奈緒子
	8月26日(金)	6	満3歳児保育	源 証香

### 【担当講師プロフィール】

汐見 稔幸 白梅学園大学・白梅学園短期大学学長：教育人間学  
東京大学大学院教授、中教審初等中等教育分科会教育課程部会幼稚園教育専門委員などを歴任

師岡 章 白梅学園大学教授：幼児教育学、カリキュラム論  
東京都私立幼稚園連合会研究委員、保育所・幼稚園・小学校の連携の推進に関する調査研究協力者会議などを歴任

秋山 治子 白梅学園大学教授：音楽学、幼児音楽教育  
東京都高等保育学院専任講師、白梅学園短期大学保育科教授などを歴任

市川 奈緒子 白梅学園大学准教授：発達支援、家族支援、発達障害  
白梅学園大学大学院非常勤講師などを歴任

源 証香 白梅学園短期大学専任講師：保育学  
白梅学園大学・白梅学園短期大学実習センター助教、洗足学園短期大学講師などを歴任

### ◆必修領域

講座名	教育の最新事情（幼稚園）
開催日	平成 28 年 8 月 22 日（月）
講師	汐見 稔幸（白梅学園大学・白梅学園短期大学学長）
講習の概要	諸外国、特に欧米の教育改革の動向を概観した上で、今後、わが国が取り組むべき幼稚教育・保育制度改革の方向性を論じていきます。また、幼稚園教員に求められるを子ども観・教育観についても、子どもの生活の変化を踏まえて講じます。
試験方法	筆記試験（4 講時の最後の 1 時間で実施）

### ◆内容・考え方

必修領域	内容・考え方
<b>世界の教育改革の動向と子どもの変化を踏まえた幼稚教育の課題</b>	子どもと子どもを取り巻く環境は大きく変容してきました。子どもは自らの周りの社会環境、文化環境、自然環境等との相互交渉を通じて育つ部分が大きいので、環境変容は保育の目標、内容、方法の再構成を要請します。本講習では、その変化、変容の実際を探りながら、それを受け止めた保育、幼稚教育の課題を考えます。 また、同じ問題を世界の幼稚教育も抱えているわけで、その受け止めの実際を探ります。そして世界各国の幼稚教育施策の特徴を、いくつかに絞りながら明らかにし、またわが国の学校教育の改革テーマにも触れながら、これからわが国の保育・幼稚教育が世界の流れと合流する可能性を探ります。

### ◆選択必修領域

講座名	現代教育実践の課題（幼稚園）
開催日	平成 28 年 8 月 23 日（火）
講師	師岡 章（白梅学園大学教授）
講習の概要	平成 27 年度から施行されている「子ども・子育て支援新制度」に基づく幼稚園界の動向を理解するとともに、「小 1 プロブレム」などの問題を改善するために必要な小学校教育を視野に入れた幼稚教育のあり方を講じます。
試験方法	筆記試験（4 講時の最後の 1 時間で実施）

### ◆内容・考え方

選択必修領域	内容・考え方
<b>幼稚園教育要領の改訂の動向、及び幼稚園教育に関する法令改正や国の審議会の状況等に関する理解</b>	2015( 平成 27 ) 年度から『子ども・子育て関連 3 法』が施行され、「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートしました。幼稚園教育も、従来以上に子どもの教育と子育て支援を両立させることが求められています。国の保育政策の動向を把握するために、まずは「子ども・子育て支援新制度」に関連する法令をしっかりと学んでいます。また、文部科学省は、2017( 平成 29 ) 年度を目処に、「幼稚園教育要領」を含んだ「学習指導要領」の改訂作業を進めています。中央教育審議会等、「幼稚園教育要領」を含んだ「学習指導要領」の改訂作業を進める審議会の状況を把握し、今後、幼稚園教育において重視すべき具体的な教育課題についても学んでいます。

## ◆選択領域

講座名	子どもや社会の変化に応じた幼稚園教育の充実
開催日	平成 28 年 8 月 24 日（水）～8 月 26 日（金）
講師	秋山 治子（白梅学園大学教授） 市川 奈緒子（白梅学園大学准教授） 源 証香（白梅学園短期大学専任講師）
講習の概要	教育内容の充実を図る選択講座は、講義と演習により設定。理論と実践の結合を目指します。選択の講習内容として幼稚園は「子どもや社会の変化に応じた幼稚園教育の充実」と学習指導要領、及び幼稚園教育要領の改訂案の要点にそったテーマを掲げ、講義形式と演習形式とを併用しながら講習の質の充実を図ります。
試験方法	筆記試験（各日の 4 講時の最後の 1 時間で実施）

## ◆内容・考え方

選択領域	内容・考え方
8 月 24 日（水） <b>幼児期の音楽表現</b>	幼児期の音楽教育全般について考える時、「英才教育」と「公的教育機関における音楽表現活動」についての明確な区分が必要です。後者の目的を一言でまとめると、五感を磨くことで想像力・思考力・生きる力・他人を思いやる力を育むことにあります。筆者が実施したアンケート調査結果を参考しながら、昔と現代の歌唱教材の違いを講じ、楽器及びリズム遊びを取り入れた豊かな音楽活動へと導くにはどうしたらよいか、その展開方法について、また鍵盤楽器伴奏法の基礎と応用等を進めていきたいと思います。授業の進め方は、講義形式と演習形式を必要に応じて交互に織り交ぜながら行います。 
8 月 25 日（木） <b>障がい児保育</b>	近年、幼稚園では障がいを持つ子どもや診断名を持たなくとも何らかの発達的行動的な困難を持つ子どもが多く保育されている現状があります。特別支援教育は始まってはいますが、幼稚園においては人員的にも制度的にもまだまだ試行錯誤の段階です。この講座では、発達障がい・知的障がいを中心に、障がいを持つ子どもの困難を幼稚園という子ども集団の中で理解し、支援していく保育者の専門性について追究していきたいと思います。そして、インクルーシブな保育の場と実践の意義、つまり子ども一人ひとりが固有の支援ニーズを持つこと、どの子どもも子ども集団の中で育ち合うこと、そうした経験が、インクルーシブな社会の構築に向けての大切な礎になることを共通理解することを目指します。
8 月 26 日（金） <b>満 3 歳児保育</b>	1・2 講時…「満 3 歳児保育の現状と課題」 3・4 講時…「満 3 歳児保育における保育内容・指導方法の実際」 《講習の考え方》 1. 学校教育法では満 3 歳からの入園を可能としており、3~5 歳児の 3 年保育に加えて、その以前に 1 年間の保育を実施する幼稚園が増えている。認定こども園への移行などに伴い、満 3 歳児保育のさらなる増加が見込まれるが、その現状と課題について紹介する。 2. 今後の教育実践の充実につながるよう、満 3 歳児保育における保育内容や指導上配慮すべき点について、具体的な保育現場を想定しながら、考え合う。 

## 小学校教員対象コース

領域	開講日	時間数	内 容	担当講師
必修	8 月 22 日(月)	6	教育政策の動向、及び子どもの変化に関する理解	須川 公央
選択必修	8 月 23 日(火)	6	メディアリテラシー・情報モラル教育の実際と課題—ネットリスク教育を含む—	大谷 良光
選 択	8 月 24 日(水)	6	子どもとの関係創りと学級経営（学級崩壊の克服、いじめ問題の現状と対処法、問題を持っている子への指導等）	増田 修治
	8 月 25 日(木)	3	言語力の育成と国語科教育	増田 修治
8 月 26 日(金)		3	思考力・活用力を育む新しい理科教育	中林 俊明
		3	学級における特別支援教育（障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育的支援）	堀江 まゆみ
		3	思考力・判断力・表現力を育てる社会科の学習	山田 裕

### 【担当講師プロフィール】

須川 公央	白梅学園大学准教授：教育人間学、教育哲学 弘前学院大学専任講師、弘前大学兼任講師などを歴任
大谷 良光	子どものネットリスク教育研究会代表：カリキュラム開発論、生活指導論、技術教育論 東京都公立中学校教諭、弘前大学教授などを歴任
増田 修治	白梅学園大学教授：臨床教育学 小学校教諭、埼玉大学非常勤講師などを歴任
中林 俊明	白梅学園大学准教授：理科教育学 公立小学校教諭、公立中学校教諭などを歴任
堀江 まゆみ	白梅学園大学教授：発達障害学 東京学芸大学非常勤講師、社会福祉法人理事長などを歴任
山田 裕	白梅学園大学特任教授：学校運営、社会科教育学 東京都公立小学校校長、教育委員会事務局指導課長などを歴任

## ◆必修領域

講座名	教育の最新事情（小学校）
開催日	平成 28 年 8 月 22 日（月）
講師	須川 公央（白梅学園大学准教授）
講習の概要	小学校教育を対象に教育の最新事情を講じます。社会的要請の強い小学校教員に求められる教育的愛情・倫理等を論じます。また、学校基本調査等の統計資料や様々な提言に基づき、最新の小学校界の動向と課題。学校内外での連携協力の方策を論じます。さらに、最新の発達心理学研究の成果に基づき、子どもの変化と発達課題を整理し、適切な指導法を論じます。
試験方法	筆記試験（4 講時の最後の 1 時間で実施）

## ◆内容・考え方

必修領域	内容・考え方
教育政策の動向、及び子どもの変化に関する理解	現在、平成 32 年度からの実施に向けて小学校学習指導要領の改訂作業が進んでいる。本講義では、①これまでの学習指導要領の変遷を踏まえたうえで次期学習指導要領の改訂ポイントについて概観し、②近年の小学校を取り巻く状況を学校基本調査等の各種資料をもとに具体的に把握する。さらには、③子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見とそれに基づいた指導のあり方、④学校内外における連携協力の現状と課題についても見ていくことにする。

## ◆選択必修領域

講座名	現代的な教育課題を考える
開催日	平成 28 年 8 月 23 日（火）
講師	大谷 良光（子どものネットリスク教育研究会代表）
講習の概要	東京都教育委員会が「SNS 東京ルール」を策定し、各校に「ルールづくり」を通した指導・支援計画とその実施を通知した。これは、ネットの実態にみあつた先進的な方針であるが、学校ではどのように取り組んでいくか試行錯誤している。そうした現場の要求、及び文部科学省からの施策を踏まえ、メディアリテラシーや情報モラル教育等、ネット問題の状況や課題の概括を論じる。そして、SNS 問題等へのすぐに役立つ指導について講義と演習で深める。
試験方法	筆記試験（4 講時の最後の 1 時間で実施）

## ◆内容・考え方

選択必修領域	内容・考え方
メディアリテラシー・情報モラル教育の実際と課題—ネットリスク教育を含む—	<p>《内容と展開》</p> <p>1 講時前半：メディアリテラシー、情報モラル教育、ネット問題の状況と課題の概括を講義し、ネット・ケータイ問題の概要を理解する。 後半：ネット問題の有害情報・情報発信系問題の現状と対策を理解する。</p> <p>2 講時前半：ネットいじめ・コミュニケーショントラブル系問題の現状と対策。 後半：ネット依存・デジタル認知障害問題の現状と対策。</p> <p>3 講時前半：続き。健康被害問題（「両眼視異常」等）の現状と対策。 後半：教師として、学校としての取り組み（「SNS 東京ルール」含む）を全国の事例を含めて講義と演習で深める。</p> <p>4 講時前半：続き。 後半：試験</p> <p>《考え方》</p> <p>メディアリテラシー、情報モラル教育の中で、生活指導、健康指導、道徳指導等と係わる焦眉の問題は、「隠れネット端末」やスマートホンの普及による長時間利用によって生じている問題と考える。これらに焦点を絞り、その実際をリアルに認識し、学校としての取り組みに生かせるものになるよう構成する。</p>



## ◆選択領域

講座名	授業づくり、学級づくりの考え方とその具体化
開催日	平成 28 年 8 月 24 日（水）～8 月 26 日（金）
講師	増田 修治（白梅学園大学教授） 中林 俊明（白梅学園大学准教授） 堀江 まゆみ（白梅学園大学教授） 山田 裕（白梅学園大学特任教授）
講習の概要	思考力・判断力、そして学習の基礎となる言語能力について講義を演習で学びます。国語科教育、社会科の学修、理科授業など教科全体を通して重視すべき指導法について学びます。また、具体的な事例を豊富に使いながら、生徒指導や学級経営に役立つ内容とします。
試験方法	筆記試験（24 日は 4 講時の最後の 1 時間で実施、 25・26 日は 2 講時、4 講時の最後の 30 分で実施）

## ◆内容・考え方

8月24日（水）

選択領域	内容・考え方
子どもとの関係創りと学級経営（学級崩壊の克服、いじめ問題の現状と対処法、問題を持っている子への指導等）	<p>1・2 講時…「『学級崩壊』の原因及び学級崩壊へのアプローチ」      3 講時 …「いじめ問題の現状と対処法」（矢巾町いじめ・自殺事件を中心として）      「スクールカーストと体罰問題」      4 講時 …「子どもの不快感情を共有することの意味」      「学級経営・授業作りに必要なマネジメントの視点」</p> <p>《講習の考え方》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>『学級崩壊』の具体的な事例とともに、どのようにアプローチするのかを演習形式でいくつかのグループにわけて考えあい、これからの方針をさぐっていくようにする。</li> <li>「いじめ」「スクールカースト」「体罰」の問題を取り上げ、どのようにして学級を創っていくことが大切なことを、参加者で考えあう。</li> <li>現代の子どもは、どの子も寂しさを抱えて生きていると言って良い。そうした寂しさにどう気付くか、どのように共感していくかを考えあいたい。そして、2学期の学級づくりに活かせると同時に、2学期に期待を持って迎えられるような学びをしていきたい。</li> </ol> <p>授業中、講師著書『先生！ 今日の授業楽しかった！』（日本標準）648円を使用します。必須ではありませんが、授業内容理解充実のため、できるだけ購入することをおすすめします。尚、当日販売はありませんので、事前にご用意ください。</p>

8月25日（木）

選択領域	内容・考え方
言語力の育成と国語科教育	<p>1 講時…「叙述に即して読むとは、どうすることか？」      2 講時…「国語における『アクティブ・ラーニング』の具体的方法」      《講習の考え方》</p> <p>最新の教科指導の方法を講じます。具体的には、改訂「学習指導要領」の基本的な考え方のひとつである基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、それらの知識・技能を活用する学習活動の充実を図る指導の要点を論じます。特に、思考力・判断力、そしてあらゆる学習の基盤となる言語の能力について、一教科の指導にとどまらず、教科全体を通して重視すべき指導法について講義と演習を併用しながら学びます。</p>
思考力・活用力を育む新しい理科教育	<p>3 講時…「日本型理科教育の展望」      4 講時…「思考・活用の具体的な指導」      《講習の考え方》</p> <p>理科と科学の違いを再考すると、日本型理科教育という世界的に評価の高い教科像が見えてきます。理科の教科観を見直すために、この日本型理科教育について触れます。さらに、基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視した上で、それらの知識・技能を活用する学習活動の一例を実習します。また、思考力・判断力、そしてあらゆる学習の基盤となる言語活動について、教科「理科」として重視すべき指導法について講義と演習を併用しながら学びます。</p>

8月26日（金）

選択領域	内容・考え方
学級における特別支援教育（障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育的支援）	<p>1 講時…「特別な教育ニーズのある子どもたちの発達理解と実践      一知的障害、自閉症、学習障害、ADHD 等」      2 講時…「特別な教育ニーズのある子どもたちの発達支援と教材づくり」      《講習の考え方》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>通常学級や特別支援学級に通う特別な教育ニーズのある子どもたちの発達理解と実践を深める。特に、学習障害や ADHD 等の子どもたちへの教育的支援や学級の中での配慮を考えていく。教師や保護者の向けに研究された「発達理解ツール」についても紹介するので、実際に参加者が担当している子どもたちを取り上げながら行う。</li> <li>障害のある児童一人一人の教育的ニーズに応えるための教育方法について、最近取り上げられてきた「自閉症や学習障害に対するわかりやすい情報提供」の研究成果や、SST、自己認識の育ち、自己学習能力の育ちに対するアプローチなど新しい教育支援の視点についても取り上げる。</li> <li>可能なところで教材研究を提案し、どのような工夫が求められるかなど、それぞれの実践とむすびつけて役立てるようにしたい。</li> </ol>
思考力・判断力・表現力を育てる社会科の学習	<p>3 講時…「今、求められている学力について考える」      4 講時…「社会科で、確かな学力を育むための具体的な方法を考える」      《講習の考え方》</p> <p>これからの子どもたちに求められる資質・能力は何かを論じます。さらに、思考力・判断力、表現力を育むために、課題の発見や解決に向けた主体的・協働的な学びの場面で、指導方法を具体的に見直すアプローチとして「アクティブ・ラーニング」から授業改善の視点を講義と演習を併用しながら学びます。</p>

## 2. 受講対象者

今年度の受講対象は、平成 21（2009）年 3 月 31 日までに授与された免許状（旧免許状）を有し、修了確認期限が**平成 29 年 3 月 31 日**または**平成 30 年 3 月 31 日**の方です。

なお、本学の講習は**幼稚園教諭・保育教諭**（幼保連携型認定こども園）・**小学校教諭**の方で  
**必修領域 6 時間、選択必修領域 6 時間、選択領域 18 時間 合計 30 時間 全てを受講できる方**を対象としています。

更新講習の**受講義務者（講習の受講義務のある者）**は、普通免許状又は特別免許状を有する方で、以下に該当する方

- ① 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者をのぞく）
- ② 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- ③ ②に準ずる者として免許管理者が定める者
- ④ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者

受講義務者ではありませんが、**受講対象者（講習を受講できる方）**に該当する方

- ① 教員採用内定者
- ② 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
- ③ 過去に教員として勤務した経験のある者
- ④ 認定こども園、認可保育所で勤務する保育士
- ⑤ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務する保育士

※保育士の方は受講の義務がないため、旧免許状所持者（平成 21 年 3 月 31 日以前に教員免許状を授与された方）の場合、修了確認期限までに免許状更新講習の受講・修了をしなくても免許状が失効することはありません。

修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後、教員になるときには、教員になるときまでに免許状更新講習を受講・修了し、各自で免許管理者（住所地のある都道府県教育委員会）に申請を行う必要があります。

幼稚園教諭 / 保育教諭  
小学校教諭

保育士 / 教員採用内定者 /  
教員としての勤務経験者等

幼稚園で保育補助等  
をしている方

**受講義務者**

受講義務者ではありませんが、講習を受講することができます。

受講義務者にあたるかどうかは、文部科学省または教育委員会にお問い合わせいただき、ご確認ください。

### 最初の修了確認期限（文部科学省HPより）

修了確認期限、受講対象者に該当するかどうかについては、各自の責任において文部科学省等のホームページ等でご確認ください。

教員免許更新制Q & A（文部科学省HP）

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/001/1315348.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/001/1315348.htm)

受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習受講期間及び更新講習修了確認申請期間
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 1 月 31 日
昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 22 年 2 月 1 日 ～平成 24 年 1 月 31 日
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 23 年 2 月 1 日 ～平成 25 年 1 月 31 日
昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日 昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 26 年 1 月 31 日
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日 昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日 昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 25 年 2 月 1 日 ～平成 27 年 1 月 31 日
昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日 昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 26 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日
昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日 昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 31 日
昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 1 月 31 日
昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 1 月 31 日
昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～	平成 32 年 3 月 31 日	平成 30 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日

### 3. 仮申込み～正式申込み

#### 【仮申込み】

別紙仮申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたは郵送にてお申込みください。電話、メールでの申込み受付はしていません。

白梅学園大学・白梅学園短期大学 教務課  
教員免許状更新講習係

〒187-8570 東京都小平市小川町1-830  
TEL 042-346-5619 FAX 042-346-5644

- ◆先着順ではありません。申込み数が募集定員を超えた場合、申込み受付期間終了後に抽選にて受講内定者を決定します。
- ◆申込み受付期間より前に届いた仮申込書は無効とします。
- ◆郵便事情やFAXの不具合等で仮申込書が到着していない場合の責任は負いかねます。

申込み受付期間

**平成28年4月16日(土)～5月1日(日) 必着**

※申込み受付期間内に募集定員に達しない場合は、募集を継続いたします。(白梅学園大学のHPでご確認ください)

#### 【仮申込み結果】

受講内定者には5月中旬より、正式申込みに必要な書類を送付いたします。抽選からもれた方、受講対象者に当らない方には、「受講不可通知」を送付させていただきます。

(注) 抽選方法、結果に関する質問には一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

#### 【正式申込み】

正式申込みに必要な書類が到着しましたら、同封されている「平成28年度 白梅学園大学免許状更新講習受講申請手続きについて」をよくお読みになって、期日までに手続きをしてください。

##### 正式申込みに必要な書類（受講内定者の方のみに送付）

- ・受講申込書 ※所属長等により、受講対象者であることの証明を受けていただきます。
- ・振込用紙 ※振込みに関わる手数料は払込者負担となります。ご了承ください。
- ・事前調査用紙

### 4. 受講料

30,000円（幼稚園教員対象コース・小学校教員対象コース）

※必ず振込用紙に記載されている支払期間内にお振込みください。

支払期間内に受講料の振込みがなされない場合は、受講を辞退されたものと判断し、受講取り消しとさせていただきます。

※受講取り消しによる受講料の返金についての詳細は『5. 受講辞退（キャンセル）』をお読みください。

### 5. 受講辞退（キャンセル）

正式申込み後の辞退は、他の受講希望者への迷惑となるとともに、講習準備にも影響がでてまいります。やむを得ない場合を除き、辞退はご遠慮ください。辞退する場合は、早急に電話にてご連絡をお願いします。

【白梅学園大学・白梅学園短期大学 教務課 ☎ 042-346-5619】

8月5日（金）午後3時までに受講辞退の申し出があった場合、返金にかかる手数料を差し引いた金額を現金書留にてお返しします。返金は全ての講習日程が終了した後になりますのであらかじめご了承ください。

8月5日（金）午後3時以降に受講辞退の申し出があった場合、受講料の返金はできませんのでご了承ください。

### 6. 講習の中止等について

台風等の災害の発生、交通機関がストライキ等で不通の場合、その他不測の事態により本学の事由で中止等の措置を取る場合、原則として講習日当日の午前7時00分までに白梅学園大学のホームページでお知らせするとともに、受講申込書に記載されたメールアドレスに通知します。



正式申込みの手続きが完了した受講生には6月下旬より・受講決定通知・受講確認証・受講案内等を送付いたします。

## 7. 受講について

- ◆受講当日は、①受講確認証 ②写真付身分証明書（運転免許証・パスポート・職員証・個人番号カード等）③テキスト（初日に配付します）④筆記用具 ⑤その他必要なものを持参してください。  
※個人番号カードを身分証明書としてご持参の場合、表面のみ使用し、裏面（個人番号が記載されている面）は拝見しません。
- ◆受講期間中は、毎朝、本人確認のために受付にて ①受講確認証 ②写真付身分証明書 の提示をお願いします。本人確認ができない場合、修了試験を受けることができない場合があります。
- ◆講義で使用する教材等がある場合は、受講生自身にご準備していただく場合があります。本学から送られてくる書類で必ず事前に確認をしてください。
- ◆講習終了後（必修領域：8月22日 選択必修領域：8月23日 選択領域：8月26日）に受講者事後評価（アンケート）を行います。免許状更新講習の時間数が法定されていますので、講習時間終了後の実施となり、終了時間が遅くなりますので、あらかじめご了承ください。  
※教育職員免許法等に定める更新講習開設大学においては、講習終了後に、講習の内容・方法、最新の知識・技能の習得の成果及び運営面について、受講者を対象とした事後評価アンケートを実施することが義務づけられています。

### 【遅刻・欠席・早退・一時退出等の取扱い】

- ◆遅刻・欠席・早退・一時退出等は、原則として認められませんのでご注意ください。講座当日は時間に余裕をもってご来場ください。
- ◆遅刻等をした場合、教員免許状更新講習の時間数が法定されており、定められた受講時間が確保できないため、講習の一部を受講しても履修認定はできません。  
※受講料の返金はできません。

### 【昼食】

各自ご用意ください。講習期間中は学生食堂をご利用いただけます。詳細は6月下旬より送付する「受講案内」でご確認ください。

### 【注意事項】

- ◆録音、録画、写真撮影等はご遠慮ください。（講習期間中は著作権やプライバシーを侵害する恐れるある行為を禁止しております）
- ◆貴重品は各自の責任において管理してください。万一、盗難その他の事故等がありましても、本学は責任を負いかねます。
- ◆学園内は全面禁煙です（喫煙所もありません）。ご協力お願いします。

## 8. 履修認定・修了確認手続（更新手続き）

### 【履修認定】

履修認定は、筆記試験<sup>\*1</sup>による成績審査に合格した者に対して行います。  
合格した受講生には、履修（修了）証明書を9月末日に発行し、順次郵送します。

\*1各講師の最終講時に1時間実施  
(小学校教員対象コース 選択領域については1時間または30分実施)  
詳しくは『1. 講習日程』でご確認ください。

### 【修了確認手続（更新手続き）】

修了証明書（履修証明書）が手元に届いたら、修了確認期限の2ヶ月前（注1）までに免許管理者（注2）へお持ちの全ての免許状の写し等と共に修了確認の申請をする必要があります。  
複数の免許状を所持している場合でも、所持する全ての免許状が、次回の修了確認期限まで有効となります。この申請をしないと、更新手続きが完了しませんのでご注意ください。

（注1）都道府県の教育委員会における更新事務作業は2ヶ月程度の期間が必要となります。以下の期日までに手続きを行ってください。

修了確認期限：平成29年3月31日 → 手続き期日：平成29年1月31日  
平成30年3月31日 → 平成30年1月31日

（注2）免許管理者とは、現職教員の者は勤務校・勤務園の所在する都道府県教育委員会、他の者は居住する都道府県教育委員会

※詳しい流れ等は文部科学省または各都道府県教育委員会のホームページ等でご確認ください。

## 9. その他

受講申込み後の住所等の変更がある場合は速やかに更新講習担当までご連絡ください。  
応募書類等により得た個人情報は、受講確認証・関係資料等の送付、講習におけるご連絡のみ利用させて頂きます。それ以外の目的で利用することはありません。

## Q & A (文部科学省ホームページ 教員免許更新制度より一部引用)

**Q 自分が教員免許状更新講習の受講対象者なのかどうかわかりません。**

A 「2. 受講対象者」(10 ページ)をご覧ください。

詳しくは文部科学省または各都道府県教育委員会にお問い合わせください。

**Q 自分の教員免許状の有効期限（修了確認期限）がわかりません。**

A 文部科学省のホームページに修了確認期限をチェックできるページがありますので、そちらでご確認ください。 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/koushin/003/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)

**Q 教員免許状持っていますが、教職には就いていません。更新講習を受講しなければいけませんか。**

A 教職に就いていない方の場合は受講する必要はありません。免許状更新講習を受講・修了しなくとも免許状は失効しません。

ただし、教職に就かれる際には、各自の生年月日に応じて定められている「修了確認期限」を経過している場合は、30 時間以上の免許状更新講習の受講・修了し、居住地の免許管理者（都道府県教育委員会）に申請することが必要となります。

**Q 幼稚園教諭の免許状持っている保育園（所）の保育士は免許状更新講習を受講しなければいけませんか。**

A 保育士の方は受講の義務がないため、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくとも免許状は失効しません。

ただし、認定こども園、認可保育所に勤務する保育士の方、幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士の方は受講することができます。

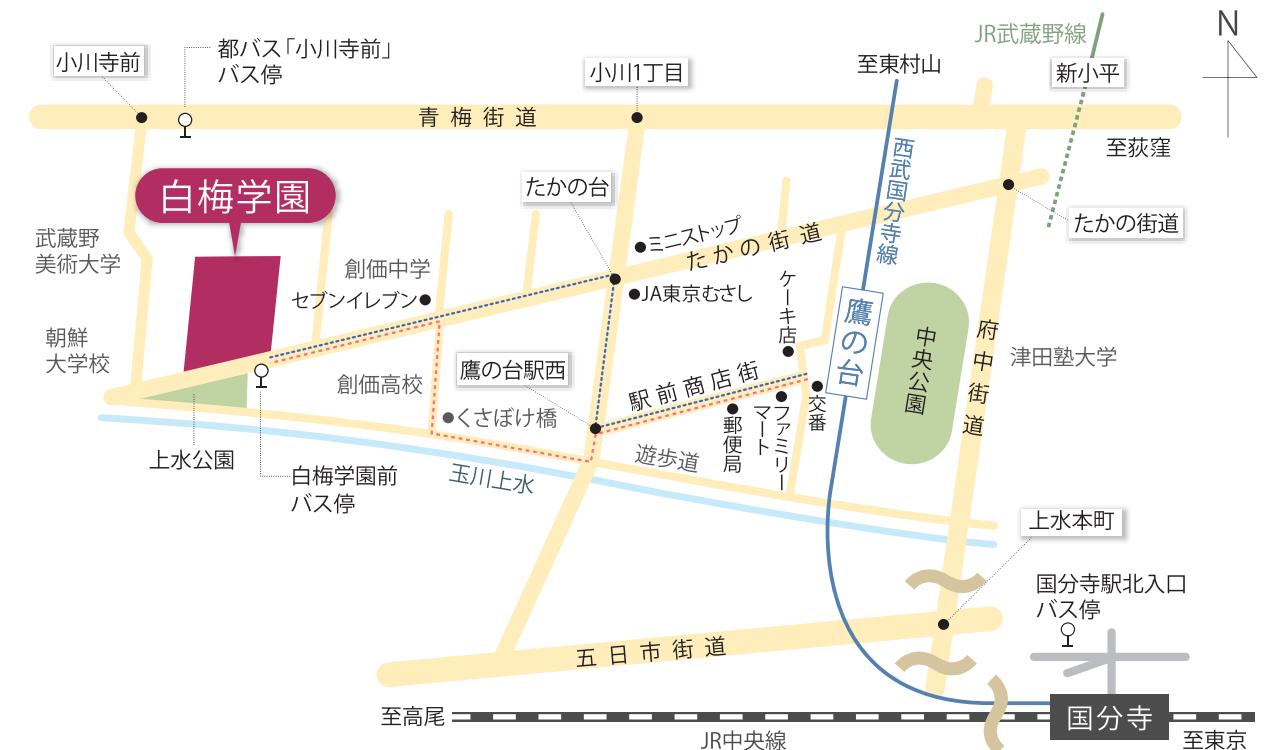
修了確認期限までに講習を修了していない場合で、修了確認期限経過後に教員になるときには、教員になるときまでに免許状更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者に申請を行う必要があります。

**Q 教員を退職しました。現在、教職に就いていませんが、更新講習の受講は可能ですか。**

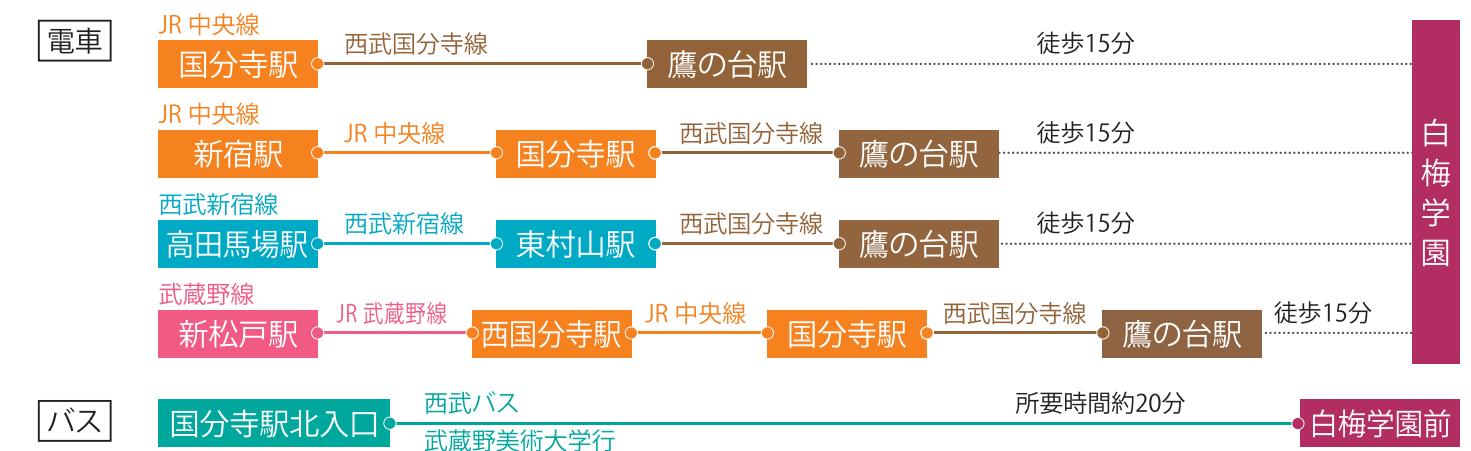
A 過去に教員としての勤務経験がある方は、更新講習を受講・修了し、居住地の免許管理者へ更新の申請をすることができます。

今回受講を考えている方は、仮申込書の勤務先欄に最終勤め先（平成〇〇年まで）を記入してください。受講内定者となり、正式申込みをする際は、必ず受講対象者であることの証明が必要になります。過去に教員として勤務の経験がある場合は、以前勤めていた学校の校長または法人の長に、今後教育職員にあることが見込まれる方（教員採用内定者、都道府県教育委員会や私立法人の臨時任用教員リスト登載者など）は、任用又は雇用する可能性がある教員委員会や法人の長から受講対象者であることの証明をしていただく必要があります。

学園周辺図



### ACCESS



### 電車

- ・JR 中央線「国分寺駅」で西武国分寺線（東村山行）に乗り換え「鷹の台駅」下車、徒歩 15 分
- ・西武新宿線「高田馬場駅」より「東村山駅」で西武国分寺線（国分寺行）に乗り換え「鷹の台駅」下車、徒歩 15 分

### バス

- ・国分寺駅北入口から西武バス（武蔵野美術大学行）に乗り、「白梅学園前」下車 所要約 20 分



学園内に受講生用の駐車場スペースはございません。公共交通機関をご利用ください。自転車は学園内の駐輪場をご利用ください。